

事 務 連 絡
平成 2 3 年 8 月 2 2 日

各 都 道 府 県 消 防 防 災 主 管 課 }
東京消防庁・指定都市消防本部 } 御中

消 防 庁 予 防 課

東日本大震災に係る応急仮設施設整備として設置される特別養護老人ホーム等及び介護老人保健施設について（情報提供）

標記について、厚生労働省老健局高齢者支援課、振興課及び老人保健課より別添 1 のとおり「東日本大震災に係る応急仮設施設整備として特別養護老人ホーム等及び介護老人保健施設を設置する際の基準について」（平成 2 3 年 8 月 1 1 日付け事務連絡）が別添 2 の都道府県知事及び市長あて通知されているところですので、お知らせします。

上記事務連絡において、応急仮設施設整備として特別養護老人ホーム等及び介護老人保健施設を設置する際の基準として「応急仮設施設の設置に当たっては、当該施設の設置地域を所轄している消防官署と事前に十分調整されたいこと。」とされていることから、適宜相談等に応じて指導いただくとともに、その際には通常の防火対象物と同様、それぞれの用途、規模等に応じた防火安全対策が確保されるよう留意ください。

また、各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨周知を図っていただきますようお願いいたします。

連絡先
消防庁予防課
岡澤、大歳
電話：03-5253-7523
FAX：03-5253-7533

事務連絡
平成23年8月11日

殿

厚生労働省老健局高齢者支援課
振興課
老人保健課

東日本大震災に係る応急仮施設整備として特別養護老人ホーム等
及び介護老人保健施設を設置する際の基準について

今般、「東日本大震災に係る社会福祉施設等災害復旧費の国庫補助について」における厚生労働大臣が認める応急仮施設整備の対象について」（平成23年8月11日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長・社会・援護局長・老健局長通知（別紙））により、厚生労働大臣が認める応急仮施設整備について、対象となる社会福祉施設等が示されたところであるが、応急仮施設整備として特別養護老人ホーム等及び介護老人保健施設を設置する際の基準につき、下記のとおりとするので、ご留意願いたい。

記

- 1 (1) 応急仮施設として設置される特別養護老人ホーム等及び介護老人保健施設（以下「応急仮施設」という。）の入所者の安全を確保する観点から、応急仮施設は、平屋建ての準耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。）とすること。
(2) 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）及び消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）に基づき、延べ面積が二百七十五平方メートル以上の特別養護老人ホーム等及び介護老人保健施設は、原則としてスプリンクラーの設置が義務付けられているところであるが、当該スプリンクラーの設置についても、本応急仮施設整備の補助対象となること。
(3) 応急仮施設の設置に当たっては、当該施設の設置地域を所轄している消防官署と事前に十分調整されたいこと。
- 2 応急仮施設の人員配置基準及び居室面積基準について、施設種別ごとに示されている「設備及び運営に関する基準」を満たしていること。なお、廊下幅や医務室など、人員配置基準及び居室面積基準以外の基準については、入所者の処遇に支障がない場合は、「設備及び運営に関する基準」を参酌した上で、貴職において判断することで差し支えない。



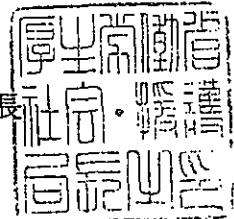
雇児発0811第3号
社援発0811第10号
老発0811第2号
平成23年8月11日

殿

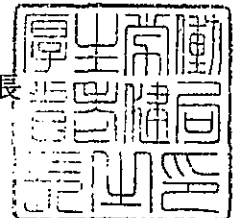
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長



厚生労働省社会・援護局長



厚生労働省老健局長



「東日本大震災に係る社会福祉施設等災害復旧費の国庫補助について」における
厚生労働大臣が認める応急仮設施設整備の対象について

標記通知については、平成23年8月11日厚生労働省発社援0811第1号厚生労働事務次官により示されているところであるが、今般、厚生労働大臣が認める応急仮設施設整備について、別紙の施設種別を対象とすることとしたので、ご留意願いたい。

なお、応急仮設施設を整備するにあたり、原則、施設種別ごとに示されている「設備及び運営に関する基準」を満たしていることを要するが、この基準により難い特別の事情があるときは、その都度当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長に協議するものとする。

・ただし、特別養護老人ホーム等及び介護老人保健施設の基準については、別途定める事務連絡によるものとする。

別 紙

厚生労働大臣が認めた応急仮設施設整備の対象

施 設 名 等	施 設 名
社会福祉施設等	
保 護 施 設	救護施設
老 人 福 祉 施 設	特別養護老人ホーム
	老人デイサービスセンター（※）
	老人短期入所施設（※）
老 人 保 健 等 施 設	介護老人保健施設
障 害 者 支 援 施 設 等	障害者支援施設
	障害福祉サービス事業所（生活介護事業、共同生活介護事業、就労移行支援事業、就労継続支援事業及び共同生活援助事業を行うものに限る。）
児 童 福 祉 施 設	保育所
	児童厚生施設（児童館）
その他の社会福祉施設等	小規模多機能型居宅介護拠点（※）
	子育て支援のための拠点施設（放課後児童クラブ）

※ 本体施設と一体的に整備されるものに限る

北海道知事	札幌市長
青森県知事	仙台市長
岩手県知事	さいたま市長
宮城県知事	千葉市長
秋田県知事	横浜市長
山形県知事	川崎市長
福島県知事	相模原市長
茨城県知事	新潟市長
栃木県知事	静岡市長
群馬県知事	浜松市長
埼玉県知事	名古屋市長
千葉県知事	旭川市長
東京都知事	函館市長
神奈川県知事	青森市長
新潟県知事	盛岡市長
石川県知事	秋田市長
山梨県知事	郡山市長
長野県知事	いわき市長
岐阜県知事	宇都宮市長
静岡県知事	前橋市長
愛知県知事	高崎市長
	川越市長
	船橋市長
	柏市長
	横須賀市長
	長野市長
	岐阜市長
	豊田市長
	豊橋市長
	岡崎市長